



令和元年度 犬の登録と 狂犬病予防注射(10月追加集合注射)のお知らせ

生後91日以上飼育した犬は、狂犬病予防法により「登録」をしなければいけません。そして、年1回の「狂犬病予防注射」を受けることが義務づけられています。犬の具合が悪い場合は、無理をせず動物病院で注射を受けてください。(すべての犬が対象です。)

- 「登録」は犬の生涯に1回、「狂犬病予防注射」は毎年1回です。
- 今年度に狂犬病予防注射を受けた犬は、今回の注射は必要ありません。
- 狂犬病予防注射は、当日以外にも各動物病院でも受けられます。動物病院で注射を受けた場合は「注射を受けた証明書」を環境課までお持ちいただき手続きをしてください。
- 登録している犬の死亡及び所有者や所在地に変更がある場合は届出をお願いします。

狂犬病予防注射(追加集合注射) 日程表

実 施 日	開 始 ～ 終 了	場 所
10月5日(土)	午前 9時00分～10時00分	潮来市役所
	午前 10時30分～11時00分	旧牛堀出張所跡地

対象の犬・料金・必要なもの

	登録していない犬(新規登録)	登録している犬
対 象	新しく犬を飼った場合等	登録は済んでいるが、今年度狂犬病予防注射を受けていない犬
料 金	5,350円 【内訳】 登録手数料 2,000円 狂犬病予防注射料金 3,000円 狂犬病予防注射済票交付手数料 350円	3,350円 【内訳】 狂犬病予防注射料金 3,000円 狂犬病予防注射済票交付手数料 350円
必要なもの	① 印鑑 ② 上記料金	① 通知のハガキ(印を押してください) ② 上記料金

※登録されている飼い主の方にはハガキで通知をしますので、当日ご持参ください。

9月は茨城県動物愛護月間です

動物の愛護と適正な飼養について改めて考えましょう。
飼い主の方はルールやマナーを再度確認しましょう

平成31年4月より、茨城県動物愛護及び管理に関する条例の一部が改正されました。

	改正前	改正後
措置命令に違反した場合	6ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金	6ヶ月以下の懲役又は 50万円 以下の罰金
立入調査等を拒否した場合	20万円以下の罰金	30万円 以下の罰金
犬のけい留義務に違反した場合	5万円以下の罰金又は科料	30万円 以下の罰金

※けい留義務：飼い犬が脱走し人などに危害を加えないよう、柵などの囲いの中で飼うこと。

【お問合せ】 潮来市 環境課 ☎63-1111 内線251～253